

平成 20 年 7 月 18 日公表の要求水準書（案）において、平成 20 年 7 月 4 日公表の実施方針から変更した箇所の一覧

項目	実施方針（平成 20 年 7 月 4 日公表時）の内容		要求水準所案（平成 20 年 7 月 18 日公表時）の内容	
	記載場所	内容	記載場所	内容
集会所	p 19	面積 200 m <sup>2</sup>	（施設整備編） p 10	面積 250 m <sup>2</sup>
府営住宅整備に関する緑化	p 20	豊中市環境配慮指針運用基準及び都市緑化法に基づく緑地面積 30%以上を確保すること。	（施設整備編） p 10	豊中市環境配慮指針運用基準に基づく緑地面積 30%、都市緑化法に基づく緑地面積 25%以上を確保すること。
活用用地に関する緑化	p 21	豊中市環境配慮指針運用基準及び都市緑化法に基づく緑地面積 25%以上を確保すること。	（施設整備編） p 16	豊中市環境配慮指針運用基準に基づく緑地面積 30%、都市緑化法に基づく緑地面積 25%以上を確保すること。